

保医発 1031 第 2 号
令和 7 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 11 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2（61）の次に次を加える。

- (62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA 法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において 1 回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(61) (略) (62) <u>赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針</u> <u>に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性か</u> <u>つアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA 法により血</u> <u>清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療にお</u> <u>いて 1 回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、</u> <u>赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(61) (略) (新設)